

大学院医学研究科
教育要項
2026

兵庫医科大学大学院医学研究科

学校法人兵庫医科大学

建学の精神

社会の福祉への奉仕

人間への深い愛

人間への幅の広い科学的理解

兵庫医科大学大学院医学研究科 沿革

1970年9月	学校法人兵庫医科大学寄附行為認可及び兵庫医科大学設置認可を申請
1971年11月	学校法人兵庫医科大学寄附行為認可及び兵庫医科大学設置認可
1972年4月	兵庫医科大学開学
1975年1月	兵庫医科大学医学会発足
1978年3月	大学院医学研究科設置認可
1978年4月	兵庫医科大学大学院医学研究科開設
1978年6月	兵庫医科大学大学院医学研究科第1回入学式
1980年6月	ネパール・トリブパン大学医学教育プロジェクト調印
1980年8月	ドイツ連邦共和国 ザールランド大学との学術交流に関する協定書を締結
1995年1月	阪神・淡路大震災により被災
1997年4月	兵庫医科大学先端医学研究所開設
1999年11月	中華人民共和国 汕頭大学医学院との学術交流に関する協定
2002年9月	神戸薬科大学、甲南大学、産業技術総合研究所ティッシュエンジニアリング研究センター（TERC）と共同の「メディカルサイエンス研究機構」発足
2002年9月	大阪市立大学との間における特別研修学生交流に関する協定書締結
2004年3月	大学基準協会「大学基準」適合認定
2005年4月	昼夜開講制開設
2006年1月	京都府立医科大学大学院医学研究科との間における特別研究学生交流協定書締結
2006年3月	中華人民共和国 天津医科大学との学術交流に関する協定
2006年3月	京都大学大学院医学研究科との間における特別研究学生交流に関する覚書
2006年4月	大学院改組により、2専攻を設置
2007年8月	文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択
2007年10月	クロアチア共和国Rijeka大学医学部との学術交流に関する協定書を締結
2008年2月	関西学院大学との学術交流協定書締結
2008年2月	鳥取大学大学院医学研究科との大学院学術交流協定書締結
2008年9月	中華人民共和国 汕頭大学医学院との大学院学術交流協定書締結
2009年1月	中華人民共和国 天津医科大学研究生院との学術交流協定書締結
2009年12月	関西学院大学大学院との教育研究協力に関する協定書に係る覚書交換
2011年3月	大学基準協会の認証評定により、大学基準適合の認定
2011年8月	香川大学大学院医学系研究科との間における特別研究学生交流協定書締結
2012年3月	徳島大学大学院医科学教育部との間における特別研究学生交流協定書締結
2012年3月	福井大学大学院医学系研究科との間における特別研究学生交流協定書締結
2012年5月	大阪大学大学院医学系研究科との間における特別研究学生交流協定書締結
2012年11月	学校法人兵庫医科大学中医薬孔子学院開設
2012年11月	アメリカ合衆国 カリフォルニア大学サンディエゴ校医学部との学術協力に関する基本合意書を締結
2013年3月	滋賀医科大学大学院医学系研究科との間における特別研究学生交流協定書締結
2013年5月	ブルガリア共和国 ソフィア医科大学との学術協力に関する協定書を締結
2014年4月	アメリカ合衆国 ワシントン大学医学部との学術協力に関する協定書を締結
2016年12月	ドイツ連邦共和国 ビュルツブルグ大学医学部との学術交流に関する協定書を締結
2018年4月	教育研究棟完成
2021年8月	学校法人兵庫医科大学寄附行為変更認可及び兵庫医科大学に3学部3研究科設置認可
2022年4月	兵庫医療大学と兵庫医科大学が統合 4学部4研究科を擁する兵庫医科大学が誕生
2022年10月	大阪・梅田に兵庫医科大学 梅田健康医学クリニックを開設
2025年4月	先端医学専攻の廃止

目 次

学校法人兵庫医科大学 建学の精神	
兵庫医科大学大学院医学研究科 沿革	
兵庫医科大学大学院医学研究科 使命・目的・教育目標	1
入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）	2
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	3
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	4

1. 大学院医学研究科での学修

履修について	6
大学院講義・基盤講義	7
2026年度大学院医学研究科 大学院講義一覧	9
2026年度大学院医学研究科 基盤講義一覧	10
履修科目届	12
研究計画書・研究進捗状況報告書	16
研究倫理教育 APRIN e-Learning (eAPRIN)	19
学位申請の前に（学位論文の確認報告書について）	20
学位申請について	22

2. 学生生活

大学院生室	29
研究サポート	30
各種証明書・旅費支出依頼書・大学院学生証	31
休学・復学・退学・除籍	33
学生生活各種サポート	34
西宮キャンパス図書館 学生食堂 売店（紀伊國屋書店）	35

3. 規程集

兵庫医科大学大学院学則	
兵庫医科大学学位規程	
兵庫医科大学大学院医学研究科履修規程	

兵庫医科大学大学院医学研究科の使命・目的・教育目標

使命

兵庫医科大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）は、建学の精神「社会の福祉への奉仕」・「人間への深い愛」・「人間への幅の広い科学的理解」を継承し、より高度な科学的見地から健康から病気に至る真理を探究し、その成果をもって広く社会の福祉に貢献します。

目的

医学研究科は、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医療・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成します。研究成果を世界に発信するとともに、広く社会に還元し、医学・医療の進歩に貢献できる人材を育成します。

教育目標

医学研究科は、下記の能力を身に付けた人材の育成を目標とします。

1. 高度の研究開発能力あるいは医療に関わる専門知識・技術を養成します。
2. 教育研究活動を通じて、慈愛溢れる人間性や倫理観、幅広い社会との連携、国際人としての素養、高度な生涯学習の実践能力を養成します。

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

兵庫医科大学大学院医学研究科は、建学の精神である「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」を礎として、その理念に内包される医学諸理論とその応用について学修・研鑽する場を提供します。具体的には、高度の研究能力と、その基盤となる豊かな学識及び崇高な人間愛の精神を培うことにより、創造性豊かな自立した研究者、高度な専門知識・技術を有する医療従事者、またこれらの継承・発展に寄与する教育者を養成すること、並びに研究活動によって得た成果を広く社会に還元し、医学・医療の進展に寄与することを目的としています。この目的を遂行するため、次のような資質を持った学生を求めています。

【求める人物像】

1. 崇高な人間愛の精神を培い、研究活動により広く社会に貢献する志のある人
2. 知的好奇心に富み、生涯学習する意欲を有する人
3. 多様な文化を理解し、協調性を備え、国際的な視野を養う意欲を有する人
4. 科学的探究心を発揮し、革新的な医学研究成果を創出する意欲を有する人
5. 高度な医学の専門的知識を深く広く修得する意欲を有する人
6. 利他的な態度で惜しみなく指導できる医療人・研究者・教育者を志す人
7. 豊かな学識と高い倫理観を涵養する意欲を有する人
8. 最先端医療技術の開発、習得及び普及を目指す人
9. 国際的な研究活動を通じて世界に飛躍しようとする人

【選抜方式】

幅の広い医学分野での研究・学修に耐えうる人材を選考するため、医学英語の基礎的読解力や理解力を英語の学力試験によって、また志望する研究分野に対する基本的な知識と理解力や明瞭な思考と勉学の熱意、及び論理的思考力・応用力を面接試験によって評価し、入学者を選抜します。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程編成方針】

兵庫医科大学大学院医学研究科は、学校法人兵庫医科大学の建学の精神である「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」に則り、「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）を実現するために定める高度な知識・能力を修得し、心豊かな人間性を有し、高い医療・研究倫理が培われた医学研究者を育成するため、次のとおり教育課程を編成し実施します。

【実施方針】

- 多様な文化や医学・医療及び社会福祉の諸課題を理解し、深い教養と高度な生涯学習意欲を醸成するため、体系的に履修する「コースワーク」を行います。
- 学生が自身の定めたテーマについて医学研究を実施する「リサーチワーク」を通して、心豊かな人間性を養い、良好な人間関係を構築できる教育を行います。
- 研究対象者などを尊重する慈愛の心を涵養し、適切な信頼・協力関係を築くことができるように、「大学院講義」「リサーチワーク」を通して、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に基づく研究倫理教育を行います。
- 人間の福祉のため貢献する実験動物を、動物愛護の精神のもと適切に管理できるように、「基盤講義」を通して動物の愛護、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減について体系的教育を行います。
- 医学における本質的な課題を見出し、独創的な研究を立案できるように、「リサーチワーク」を通して指導教員及びその他の研究者による横断的で有機的な研究指導を行います。
- 「技術講習会」「基盤講義」を通して、医学研究に関する基本技術を修得させ、先進的な情報・科学技術を駆使し、課題解決の方法を見出す能力を培うための教育を行います。
- 医学に関する高度な学識と最先端で優れた研究にふれる教育を、「大学院講義」などを通して提供します。
- 「中間発表会」「4 学部学内交流イベント」など、他の研究者と意見交換や討論を行い、学識を高める為のコミュニケーション能力、研究結果を論理的に解釈し議論する能力を培う場を提供します。
- 国際的な視野を養い、アカデミックマインドを醸成するため、国内外の最先端の医学研究や医療技術を学ぶ機会（学会など）に積極的に参加することを推奨する。また、英語によるプレゼンテーション能力と英文論文作成能力を培い、研究成果を国際学会で積極的に発表することも推奨します。

【評価方法】

成績評価は、成績評価基準に基づき、到達目標に対する達成度及び修得すべき基礎知識・技能の修得度により、指導教授及び科目責任者が行う。

学位論文の審査は、学位規程に基づき、学位論文審査委員会が論文審査、最終試験厳格かつ公平に行い、医学研究科教授会の意見を聴き、学長が可否を決定します。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

医学研究科は、下記の能力を獲得し、所定の単位を修得し、審査に合格した者に博士（医学）の学位を授与します。

1. 心豊かな人間性を有し、良好な人間関係を構築できる。
2. 深い教養と高度な生涯学習意欲を有している。
3. アカデミックマインドが醸成されている。
4. 崇高な人間愛の精神が培われている。
5. 高い医療・研究倫理が培われている。
6. 人を対象とした研究において、研究対象者などと適切な信頼・協力関係を築くことができる。
7. 人間の福祉のため貢献する実験動物を、動物愛護の精神のもと適切に管理できる。
8. 医学における本質的な課題を見出し、独創的な研究を立案できる。
9. 発展する先進的な情報・科学技術を駆使し、課題解決の方法を見出せる。
10. 医学に関する高度な学識と最先端で優れた研究能力を修得している。
11. 研究結果を論理的に解釈し、議論できる。
12. 研究成果を世界に発信するとともに広く社会に還元し、医学・医療の進歩に貢献できる。

【学位授与基準】

兵庫医科大学大学院医学研究科では、4年以上在学して所定の授業科目を30単位以上修得するとともに必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、研究発表会において発表を行い、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には博士（医学）の学位を授与します。ただし、所定の単位を修得し、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとしてます。

【学位論文審査基準】

学位論文の審査は、次の全ての項目について行われます。

1. 当該研究分野における新規性・独創性があること
2. 当該研究分野における学術的・社会的意義があること
3. 研究結果へのアプローチについて論理性が高く妥当であること
4. 生命の尊厳を尊重し研究倫理を遵守していること
5. 「学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」を遵守していること

1. 大学院医学研究科での学修

履修について

1. 必要単位数

兵庫医科大学大学院医学研究科履修規程に定められているとおり、以下の単位を修得する必要がある。

○ 標準年限（4 年間）の履修表〔昼間開講・夜間開講〕

	必修科目 (コースワーク)		専攻科目 (リサーチワーク)
第1学年	大学院講義	基盤講義	講義 (2)
第2学年			演習 (6)
	(4)		実験研究 (16) (臨床研究)
第3学年	論文発表演習(中間発表会) (2) 大学院講義・基盤講義については原則履修済み。ただし履修期間延長可		原則履修済み。 ただし、履修期間延長可
第4学年			
計	30 単位以上		

■ () 内の数字は単位数

■ 専攻科目においては、4年間を通して論文作成準備（研究内容のまとめ等）、学位申請の準備にとりかかり、第4学年修了までに研究発表及び申請書の提出を目標に計画を立てること。

第3学年次に中間発表会において研究進捗状況を発表すること。

■ 専攻科目以外の授業科目について、選択科目として受講可。

※原則、単位は第2学年次までに修得することとするが、やむを得ない事情により単位を修得できなかった場合は、次学年まで履修期間を延長することができる。

※がんプロフェSSIONAL養成プラン専攻の場合は、一部単位が異なるため、授業科目のシラバスを参照のこと。

2. 大学院講義・基盤講義（必修）

大学院講義：(A) 医科学の学問的素養を広く養うための科目横断的講義

(B) 医科学の最新のトピックスに関する学内外講師による講義

基盤講義：全ての大学院生に共通して必要となる基礎的な知識を修得することを目的とする講義

3. 講義・演習・実験研究

各研究分野の内容を確認し、講義・演習・実験研究の単位を取得すること。

（本学 HP に掲載の大学院シラバスを参照）

4. 研究・論文作成指導

指導教授、指導教員と相談のうえ、第4学年次に修了できるよう、第1学年次より計画立てて研究、論文作成に取り組む。

大学院講義・基盤講義

第1学年、第2学年において「大学院講義」と「基盤講義」への出席を必須とし、単位付与の対象としています。

■単位修得のために必要な規定出席回数

大学院講義：15回

基盤講義：5回

■開催日程について

大学院講義：9ページ

基盤講義：10ページ

■受講方法について

大学院講義 (A)・基盤講義 ⇨ 講義に出席、またはWEB受講

大学院講義 (B) ⇨ 講義に出席 (WEB受講なし)

■報告書について

WEB受講の場合のみ、報告書の提出が必要です。

※講義評価アンケート (Google フォーム) の回答は、講義出席・WEB受講ともに必須です。

■大学院講義 (A)・基盤講義のWEB受講について

- ・講義一週間後に Moodle (e ラーニングシステム) による講義動画の配信を行います。
(別紙「動画の視聴方法について」を参照してください。)
- ・WEB受講 (Moodle による受講) の場合は、報告書の提出が必要です。
- ・講義視聴後は、講義報告書 (指定様式) を Moodle 上に提出し、あわせて講義評価アンケート (Google フォーム) に回答してください。
- ・講義責任者 (または講義担当者) による報告書の評価が「可」の場合、出席として承認されます。
- ・報告書の提出がない場合、また報告書の内容が不十分で、評価が「否」の場合は、出席扱いとなりません。

■WEB受講の講義報告書の提出について

<提出方法>

Moodle のコース「大学院講義」視聴画面の「ファイルアップロードについて」に「ファイルの提出方法」の動画がありますので、ご確認ください。

<報告書提出期限>

開催日より1か月以内 (詳細は開催一覧を参照してください)

報告書提出期限まで、講義動画の視聴が可能です。

■大学院講義 (B) について

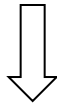
開催場所・開催時間は講義により異なります。(開催日が未定の講義は、決定次第通知します。)

また、Moodle 配信 (WEB受講) はありません。

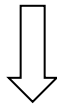
大学院講義・基盤講義フローチャート

講義に出席(報告書不要)

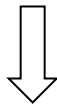
大学院講義(A)(B)・基盤講義



- ・会場入り口にて出席チェックを受ける。
- ・講義評価アンケート(Googleフォーム)のQRコードを読み込む。



講義を受講(途中退出不可)



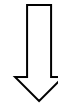
- ・講義評価アンケート(Googleフォーム)回答送信(必須)



出席として承認

WEB受講(報告書提出要)

大学院講義(A)・基盤講義



- ・Moodle配信により講義を受講する。
- ・講義報告書(指定様式)を作成し、提出締切日までにMoodle上に提出する。



講義報告書の評価が「可」の場合、出席として承認
※「否」の場合は、出席として承認されません。
※「可否」についてはMoodle上で確認できます。

単位修得のために必要な規定出席回数(第1～第2学年の2年間)

大学院講義：15回

基盤講義：5回

2026年度 医学研究科 大学院講義（A）

■開催時間：17：30～19：00 ■開催場所：505セミナー室（教育研究棟5階）

■後日Moodleによる配信あり。WEB受講の場合は、報告書の提出が必要。

No.	講義名	責任者	担当者	開催日		WEB受講	報告書提出期限
				開始日	終了日	開始日	WEB受講の場合のみ
1	呼吸器疾患の分子病態と生体防御機構	塚本主任教授	高宮講師	2026年5月11日	(月)	2026年5月18日	2026年6月11日
2	化学物質を安全に扱うために	福島主任教授	福島主任教授	2026年5月18日	(月)	2026年5月25日	2026年6月18日
3	診療録を用いた臨床研究	森本主任教授	森本主任教授	2026年5月21日	(木)	2026年5月28日	2026年6月22日
4	AIの臨床実装を通じて学ぶ 深層学習の限界と大規模言語モデルの可能性	五味主任教授	田淵特別招聘教授	2026年6月10日	(水)	2026年6月17日	2026年7月10日
5	長期生存を目指した膵癌に対する新規治療戦略	廣野主任教授	廣野主任教授	2026年6月17日	(水)	2026年6月24日	2026年7月17日
6	肝胆膵癌におけるLiquid biopsyの現況と課題	廣野主任教授	北畑特命講師	2026年7月8日	(水)	2026年7月15日	2026年8月10日
7	伝わるプレゼン、引き込むプレゼン	都築主任教授	都築主任教授	2026年7月13日	(月)	2026年7月21日	2026年8月13日
8	質量分析学入門：基礎原理から医学研究・社会実装へ	塚本主任教授	三木講師 (非常勤)	2026年7月23日	(木)	2026年7月30日	2026年8月24日
9	がんの分子生物学	大島主任教授	大島主任教授	2026年9月8日	(火)	2026年9月15日	2026年10月8日
10	アクセプトされる！医学論文の書き方	新崎主任教授	新崎主任教授	2026年9月15日	(火)	2026年9月22日	2026年10月15日
11	オートファジーに注目した生活習慣病の病態解明と、 ストレス時脳活動の生理学的解析	古江主任教授	齊藤主任教授 古江主任教授	2026年11月9日	(月)	2026年11月16日	2026年12月9日
12	医学論文の読み方・書き方 — 論文作成から科研申請へ —	新崎主任教授	福井臨床教授	2026年11月26日	(木)	2026年12月3日	2026年12月28日
13	胸部腫瘍における遺伝子異常とゲノム医療	木島主任教授	大搦講師	2026年12月11日	(金)	2026年12月18日	2027年1月12日

☆随時更新します 2026年度 医学研究科 大学院講義（B）

■開催時間・開催場所：決定次第通知 ■WEB受講なし

講義名	開催場所	開催時間	開催日	
☆講座が招聘する外部講師による講義（肝胆膵外科）	505セミナー室	17：30～	2026年6月12日	(金)
☆講座が招聘する外部講師による講義（総合診療内科学）	505セミナー室	18：00～	2026年10月26日	(月)
☆講座が招聘する外部講師による講義（皮膚科）	決まり次第、通知			
内科セミナー	決まり次第、通知		2026年6月15日	(月)
			2026年10月19日	(月)
			2027年1月18日	(月)
医学会学術講演会（第1回）	決まり次第、通知			
医学会学術講演会（第2回）				
臨床研究ワークショップ（ベーシックコース）				
臨床研究ワークショップ（アドバンスコース）				
大学院FD講演会				
中間発表会への参加、聴講				
知の創造レクチャー				
先端医学セミナー				
学内研究発表ポスターセッション・交流会				
HIC事業研究成果報告会				

2026年度 医学研究科 基盤講義

■開催時間：17：30～19：00

■開催場所：505セミナー室（教育研究棟5階）

■後日Moodleによる配信あり。WEB受講の場合は、報告書の提出が必要。

※報告書の採点者は、講義責任者または講義担当者とする。

	講義名	責任者	担当者	開催日		WEB受講	報告書提出期限
						開始日	WEB受講の場合のみ
1	図書館利用・文献検索講習会	図書館長	廣瀬主任教授 津田課長（学術情報課）	2026年5月19日	（火）	2026年5月26日	2026年6月19日
2	バイオハザード	病原体等安全管理責任者	安田教育准教授	2026年5月22日	（金）	2026年5月29日	2026年6月22日
3	研究における国際化の重要性	国際交流センター長	内田准教授	2026年5月25日	（月）	2026年6月1日	2026年6月25日
4	細胞培養	中込主任教授	高木臨床教授 土居研究講師	2026年5月26日	（火）	2026年6月2日	2026年6月26日
5	利益相反・医薬品の承認審査に関する講義	臨床研究支援センター長	高川講師	2026年5月27日	（水）	2026年6月3日	2026年6月29日
6	倫理審査申請書を題材に、 臨床研究の知識を整理する	臨床研究支援センター長	朝倉主任教授	2026年6月8日	（月）	2026年6月15日	2026年7月8日
7	医学統計学講習	大門主任教授	大門主任教授	2026年6月15日	（月）	2026年6月22日	2026年7月15日
8	形態観察	中込主任教授	山田教育准教授 中村助教	2026年6月25日	（木）	2026年7月2日	2026年7月27日
9	動物実験について	大村谷主任教授	佐々木准教授	2026年7月1日	（水）	2026年7月8日	2026年8月3日
10	医学研究と知的財産について	小山主任教授	角谷講師 太田URA	2026年7月6日	（月）	2026年7月13日	2026年8月6日
11	遺伝子組み換え実験	大村谷主任教授	杉本准教授 今坂助教	2026年8月20日	（木）	2026年8月27日	2026年9月24日
12	研究不正・研究倫理について	臨床研究支援センター長	砂准教授	2026年9月10日	（木）	2026年9月17日	2026年10月13日
13	分析（遺伝子発現解析・タンパク）	中込主任教授	山本准教授 中平教育講師	2026年9月29日	（火）	2026年10月6日	2026年10月29日

「履修科目届」記入方法について

- ① 在籍する必修科目の授業は全て履修しなければなりません。
表の太線内に研究分野名、授業科目名を記入して下さい。
- ② シラバスから合計単位数が28単位以上（論文発表演習（中間発表会）2単位を除く）になるようにして下さい。
- ③ 選択科目については、必ず指導教授と相談し、必修科目以外に選択する科目があれば、研究分野名、授業科目名、単位数を記入して下さい。
（選択する科目がない場合は記入不要）
- ④ 指導教員名
指導教授の指示により、大学院生に研究指導を行う教員名を記入して下さい。
- ⑤ 研究指導を受ける副科目名
指導教授と相談し、該当する場合のみ記入して下さい。
例：耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学に所属し、副科目として免疫学の研究指導を受ける場合等
- ⑥ 指導教授、副科目指導教授（該当する場合）、選択科目指導教授（該当する場合）の承認印をもらって下さい。

必修科目および選択科目のシラバス表（カリキュラム）は、
本学HP【学部・大学院＞教育＞教育要項＞シラバス＞医学研究科】より
ダウンロードの上、印刷し、履修科目届に添付して提出してください。
(https://www.hyo-med.ac.jp/faculty/education/curriculum/syllabus/graduate_medicine/)

- 必修科目のシラバス
 - ・履修する昼間又は夜間の全ての授業種別の単位を○で囲んでください。
 - ・主たる受講時間（昼間又は夜間）以外でも、一部受講することができます。
希望の授業種別の単位を○で囲んで下さい。
- 選択科目のシラバス
 - ・必修科目のカリキュラムと重複しないように希望の授業種別の単位を○で囲んでください。

※提出書類 ①履修科目届

②必修科目および選択科目（該当する場合のみ）のシラバス表

※提出期限 **2026年4月22日（水）【締切】**（所属講座に提出してください）

記入例

指導教授承認印	副科目指導教授承認印	選択科目教授承認印
⑥ 印	※他の科目で指導を受ける場合のみ⑥	

2026年〇月〇日

医学研究科長 殿

2026年度入学 学籍番号 DS26〇〇〇番

医科学専攻 器官・代謝制御系 生化学

氏名 〇〇 〇〇 印

どちらかに〇

(主たる受講時間：昼間・夜間)

履修科目届

下記に履修する科目を記述してください。

①在籍する必修科目の授業は全て履修すること

記

②シラバスから2年分の合計単位数を記入

区分	科目名	授業の区分	単位数
必修科目	医科学 器官・代謝制御系 生化学	講義	4
		演習	6
		実験研究 (臨床研究)	16
	大学院講義		講義
	基盤講義		
選択科目 (ない場合は記入不要)	医科学	講義	

③必修科目以外に選択する科目があれば記入 (なければ記入不要)

研究指導を受ける在籍科目の教員名を記入してください。

指導教員名 : ④ 研究指導を行う教員名

在籍科目以外で研究指導を受ける場合は、以下を記入してください。

※実際に指導を受ける科目が在籍科目のみの場合は、以下の記入は不要

研究指導を受ける授業科目 (副科目) 名 : ⑤ 〇〇〇〇〇 学

副科目の指導教員名 : ⑤ 他の科目で研究指導を受ける場合の教員名

以上

指導教授 承認印	副科目指導教 授承認印	選択科目 教授承認印
	※	

年 月 日

医学研究科長 殿

2026 年度入学 学籍番号 DS 番
医科学専攻 学

氏 名 _____ ㊟

(主たる受講時間：昼間・夜間)

履 修 科 目 届

下記のとおり履修したいので、お届けいたします。

記

区 分	専攻	研究分野名 授業科目名	授業の区分	単 位 数	備 考
必修科目	医科学	系学	講 義		
			演 習		
			実験研究 (臨床研究)		
	大学院講義		講 義	4	
基盤講義					
選択科目 (ない場合は 記入不要)	医科学	系学	講 義		
			演 習		
			実験研究 (臨床研究)		

研究指導を受ける在籍科目の教員名を記入してください。

指導教員名 : _____

在籍科目以外で研究指導を受ける場合は、以下を記入してください。

※実際に指導を受ける科目が在籍科目のみの場合は、以下の記入は不要

研究指導を受ける授業科目（副科目）名 : _____ 学

副科目の指導教員名 : _____

以上

シラバス表（カリキュラム）＜必修科目の例＞

（第1学年・昼間開講）

【生化学】

種別	内容	担当教員（2名以上）	曜日/時限	期間	単位	場所
演習	研究経過報告と関連論文の抄読	塚本主任教授 藤原教育教授				ミーティング ルーム
講義	分子生物学					生化学 研究室
実験 研究	大腸菌の培					生化学 研究室
実験 研究	タンパク質					生化学 研究室
		富助教				

必修科目の場合：該当する受講時間（昼間または夜間）の授業単位
すべてに○をする。
（主となる受講時間で履修不可能な授業があれば、昼または夜の
受講時間で同じ授業種別のものを履修することも可能。）

（第1学年・夜間開講）

種別	内容	担当教員（2名以上）	曜日/時限	期間	単位	場所
演習	研究経過報告と関連論文の抄読	塚本主任教授 藤原教育教授 高宮講師 富助教	月/6限	通年	4	ミーティング ルーム
講義	分子生物学・細胞生物学	塚本主任教授 藤原教育教授	火/6限	隔週 通年	2	生化学 研究室
講義	エネルギー代謝と疾患	塚本主任教授	火/6限	隔週 通年	2	ミーティング ルーム
実験 研究	大腸菌の培養およびプラスミド調製	藤原教育教授 高宮講師	水/6, 7限	通年	4	生化学 研究室
実験 研究	細胞培養と顕微鏡観察	塚本主任教授 高宮講師	木/6, 7限	通年	4	生化学 研究室

（第2学年・昼間開講）

種別	内容	担当教員（2名以上）	曜日/時限	期間	単位	場所
演習	研究経過報告と関連論文の抄読	塚本主任教授 藤原教育教授 高宮講師 富助教	月/5限	半年	2	ミーティング ルーム
実験 研究	細胞への遺伝子導入実験	藤原教育教授 高宮講師	木/4, 5限	通年	4	生化学 研究室
実験 研究	動物を扱う実験の習得	塚本主任教授 富助教	金/4, 5限	通年	4	生化学 研究室

（第2学年・夜間開講）

種別	内容	担当教員（2名以上）	曜日/時限	期間	単位	場所
演習	研究経過報告と関連論文の抄読	塚本主任教授 藤原教育教授 高宮講師 富助教	月/6限	半年	2	ミーティング ルーム
実験 研究	細胞への遺伝子導入実験	藤原教育教授 高宮講師	木/6, 7限	通年	4	生化学 研究室
実験 研究	動物を扱う実験の習得	塚本主任教授 富助教	金/6, 7限	通年	4	生化学 研究室

研究計画書（研究指導計画書）

標準年限4年での学位申請に向けて、研究が計画立てて進められるよう、第1学年次修了までに「研究計画書（研究指導計画書）」を作成することとしています。（当該様式については、大学院生とその指導教員と双方で作成する様式となっております。）

指導教授、指導教員と研究課題やその方向性などについて相談の上、作成し、第1学年修了時までに西宮教学課大学院係（教育研究棟2階）へ提出してください。

研究進捗状況報告書（研究指導状況報告書）

第3学年次においては、学位申請に係る論文作成及び研究の進捗状況等を、「研究進捗状況報告書」により報告することとしています。当該報告書については、大学院生とその指導教員と双方で作成する様式となっております。

指導教授、指導教員と現在までの振り返りや今後の研究活動や学位申請に向けて相談の上、作成し、第3学年6月末までに西宮教学課大学院係（教育研究棟2階）へ提出してください。

第4学年次（留年含む）においては、指導教授が研究進捗状況および研究指導状況報告書を作成し、提出することとしています。

※研究計画書および研究進捗状況報告書には、学位論文に係る審査（倫理審査、動物実験計画、遺伝子組換え実験）の受付番号、承認番号等を記載してください。

大学院医学研究科 研究計画書（研究指導計画書）

[年 月 日 作成]

学籍番号		学生氏名 【自署】		
入学年度 (西暦)	年度	授業科目名		
指導教員 所属・職位		指導教員 【自署】		
研 究 計 画	研究テーマ			
	研究計画（研究計画と研究方法の概要）：大学院生が記入			
	学位論文に係る審査 ↓いずれかにチェック	倫理審査	動物実験計画	遺伝子組換え実験
	↓申請済みの場合：受付番号、承認番号等を記入			
	<input type="checkbox"/> 申請済	No.	No.	No.
	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 本研究は審査不要			
	研究指導計画：指導教員が記入			
	研究倫理教育「eAPRIN」受講について			
	・ 責任ある研究行為[2026年度～]		修了年月日	年 月 日
・ 人を対象とした研究[2026年度～]		修了年月日	年 月 日	
上記の計画等について、確認しました。				
【指導教授（自署）】				

- ※指導教授、指導教員と相談の後、A4 1枚（本用紙）にまとめて記載し、1年修了時まで
に大学院係へ提出のこと。
- ※研究倫理教育「eAPRIN」について、受講修了年月日を記入すること。

大学院医学研究科 研究進捗状況報告書（研究指導状況報告書）

[年 月 日 作成]

学籍番号		学生氏名 【自署】		
入学年度 (西暦)	年度	授業科目名		
指導教員 所属・職位		指導教員 【自署】		
研 究 進 捗 状 況	学位論文作成状況について、該当する番号に○を付してください。 ①accept ②revise中 ③投稿済み ④作成中 ①～③の場合は雑誌名を記載してください () ④の場合のみ以下の項目を記入してください。↓ 作成中の場合は以下のすべてについて記載願います。			
	研究テーマ			
	研究内容と成果			
	今後の研究計画及び成果発表の予定について			
	学位論文に係る審査	倫理審査	動物実験計画	遺伝子組換え実験
	↓いずれかにチェック	↓申請済みの場合：受付番号、承認番号等を記入		
	<input type="checkbox"/> 申請済	No.	No.	No.
	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 本研究は審査不要			
	自己評価			
研究指導報告及び今後の指導計画：指導教員が記入 (年 月頃投稿予定)				
上記の内容について、確認しました。 【指導教授（自署）】				

※指導教授、指導教員と相談のうえ、A4 1枚（本用紙）にまとめて、大学院係へ提出すること。
 ※学会発表等を行った場合には、「研究内容と成果」欄に記載すること。
 ※必要に応じて、副指導教員を記載することも可とする。

研究倫理教育 APRIN e-Learning (eAPRIN)

文部科学省から学生の研究倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施が推奨され、本学の研究者については、APRIN e-Learning プログラム (eAPRIN) の受講が義務付けられています。

本学では医学研究科の大学院生に APRIN e-Learning プログラム (eAPRIN) の受講を義務付けることとしておりますので、**2026年8月31日までに必ず受講**して、修了証の PDF ファイルを西宮教学課大学院係 (insei@hyo-med.ac.jp) 宛て送付してください。

URL	https://edu.aprin.or.jp/
受講するコース名	01_ 責任ある研究行為[2026年度~] ^(注)
	02_ 人を対象とした研究[2026年度~] ^(注)
修了証(PDF ファイル)の提出先	西宮教学課大学院係 e-Mail : insei@hyo-med.ac.jp
提出期限	<u>2026年8月31日まで</u>

(注) … (01) (02) の両方修了が必要です。



学位申請の前に（学位論文の確認報告書について）

医学研究科では、論文にかかる審査（倫理審査、動物実験計画等）や剽窃チェック等について、学位論文投稿前に確認することを目的として、「学位論文の確認報告書」によるチェックを行うこととしています。論文投稿前に、確認報告書の記載項目について、責任著者 (Corresponding author) にチェックを依頼してください。

■論文投稿から学位申請までの流れ

論文投稿前に「学位論文の確認報告書」によるチェックを
責任著者 (Corresponding author) に依頼する
<責任著者の署名が必要>



「学位論文の確認報告書」の指導教授による確認
<指導教授の署名が必要>



論文投稿



掲載誌よりアクセプトの連絡



学位申請

他の申請書類と併せて「学位論文の確認報告書」を提出

- ・学位論文の投稿前に、枠内の項目について責任著者 (Corresponding author) にチェックを依頼
- ・指導教授の確認 (自署) 後、学位申請の際に他の書類と併せて提出

学位論文の確認報告書

学位論文名 (筆者、タイトル) :

筆者 : ○○ ○○ (学位申請者の氏名)

タイトル : ○○○○・・・

以下の確認・照合作業は、原則として責任著者 (Corresponding author) が行う。ただし、筆頭著者と責任著者が同一の場合は、指導教員または指導教授が確認を行う。

◆学位論文について

- iThenticate により剽窃がないことを確認
- 論文に使用した元データの捏造・改ざんがないことを確認
- 原著論文であることを確認

※原則として、Research Letter、Short Report、Review Articleでの学位申請は不可。

◆論文にかかる審査について

※①～⑤の該当する項目にチェックし

↓倫理審査：管理番号ではなく、受付番号を記載

- ①倫理審査を要する研究 (受付番号 第 ○○○○ 号)
- ②動物実験 (承認番号 ○○-○○○○)
- ③遺伝子組換え実験 (承認番号 ○○-○○○○)
- ④病原体等を用いた実験 ()
- ⑤本研究は上記審査を必要としない。

①に該当する場合は、以下もチェックをする。

- 倫理審査の研究組織 (研究分担者、実験実施者等) に、学位申請者及び責任著者 (Corresponding author) の記載があることを確認した。

①～④に該当する場合は、以下もチェックをする。

- 倫理審査を要する研究、動物実験については、論文に必要な情報の記載があることを確認した。

◆研究倫理教育 APRIN e-Learning (eAPRIN) について (課程を経ない者のみ)

- 学位申請者が、有効期限内の対象プログラムの受講を修了していることを確認した。
(修了証の写しを添付)

学位論文投稿前に上記事項について確認いたしました。

○○○○年○月○日

確認者氏名 (自署) 責任著者の署名

当該論文について上記事項を確認し、適切であると認めます。

○○○○年○月○日

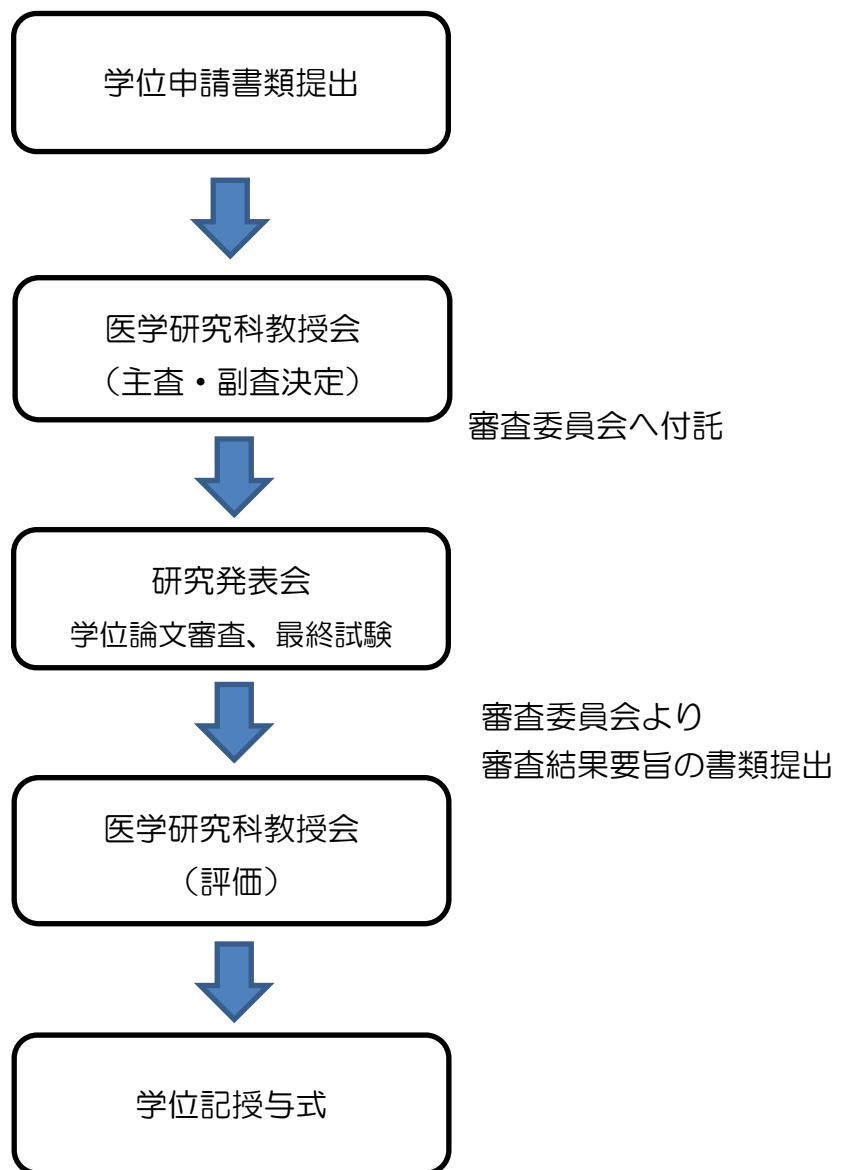
所属 ○○○○学 指導教授氏名 (自署) 指導教授の自署

学位申請について

医学研究科では、4年以上在学して所定の授業科目を30単位以上修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、研究発表会において発表を行い、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には博士（医学）の学位を授与します。ただし、所定の単位を修得し、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとします。

なお、課程博士については、大学院入学から4年の間（8年まで延長可）に学位授与を完了しなければなりません。但し、休学期間はこの年数に算入しません。

1. 学位授与までの過程



2. 学位申請の手続き

①学位申請について

学位申請書

- | | |
|--|-----|
| 1) 学位論文 | 1 部 |
| ※電子データ (PDF/A 形式) | |
| 2) 参考論文 (任意。ある場合には一編につき) | 1 部 |
| 3) 論文目録 | 1 部 |
| 4) 学位論文要旨 (約 1000 字) | 1 部 |
| ※電子データ (word 形式) | |
| 5) 学位論文要約 (約 2000 字) | 1 部 |
| ※電子データ (word 形式) | |
| 6) 履歴書 | |
| 7) 戸籍抄本 (3 カ月以内発行のもの) | |
| 8) 承諾書 (共著者がいる場合) | |
| 9) 複数筆頭著者理由書 (複数筆頭著者の場合のみ) | |
| 10) 博士論文のインターネット公表確認書 | |
| 11) 博士論文のインターネット公表の保留事由にかかる報告書 | |
| 12) 兵庫医科大学機関リポジトリ 登録申請・公開許諾書 | |
| 13) 研究実施許可書を含む各委員会の審査承認確認書類 | |
| 14) 博士学位論文の剽窃に係る届出書および
結果レポート (カラー1 部) | |
| 15) 理由書 (Impact Factor がない雑誌に掲載された論文の場合のみ) | |
| 16) 課程による者の学位論文審査委員会委員選出依頼書 | |
| 17) 大学院研究発表会申込書 (課程による者) | |
| 18) 学位論文の確認報告書 | |
- 1) 学位論文は掲載証明書があれば印刷公表 (電子版を含む) されたものでなくてもかまいません。ただし、学位を授与された後、最終版の論文データ (PDF/A 形式) を提出しなければなりません。なお、掲載証明書が発行されない場合は何らかの形での受理証明書を必要とします。また、学位論文の別刷はコピーでも可とします。
- 2) 既に印刷公表された学位論文は、学会誌又は学術雑誌 (共に審査制度のあるもの) に掲載された原著論文でなければなりません。ただし、大学院医学研究科運営委員会において協議を行い、学問的価値が高いと認められた場合は、原著論文以外での学位申請を受理する場合があります。
- 3) 学位論文は、申請者が筆頭著者のものでなければなりません。ただし、複数の筆頭著者がいる場合は、次の基準を満たすものでなければなりません。

- ① 当該論文が peer-review journal に掲載された（あるいは掲載予定）論文であること。
- ② 当該論文の著者の欄に、複数の筆頭著者の equal contribution による仕事である旨の明確な記載があること。
- ③ 当該論文の equal contributed author が2名以内で、そのいずれをも筆頭著者として認める。ただし、3名以上の場合は、大学院医学研究科運営委員会において、別途協議する。
- ④ 筆頭著者が複数名となるための必要性を説明した理由書があること（指導教授による理由書の提出）。
- ⑤ 申請者が当該論文を学位申請用論文として用いるのは今回のみであり、他の学位申請のための論文として使わないこと。
- ⑥ もう一人の equal contributed author が
 - (1) 当該論文を学位申請用論文として使用することについて合意していること
 - (2) 申請者ではないもう一人の equal contributed author 自身が当該論文を学位申請のための論文として使用しないことに合意していること
- ⑦ 上記取り決めのないことに関しては、その都度、大学院医学研究科運営委員会にて協議する。

4) Impact Factor (Web of Science Journal Citation Reports : JCR) が
ない雑誌に掲載された論文で学位申請する場合は、指導教授による理由書（当該雑誌の質が保証されている旨記載したもの）の提出を必要とし、その理由書を以
って、大学院医学研究科運営委員会において学位申請の可否を協議します。

5) 早期学位申請については、学位申請の時点で、JCR による掲載誌（オープン
アクセス誌含む）の Impact Factor が過去5年間のうち一度でも3.0を上
回っていれば、認めることとします。

6) 共著論文を提出する場合は、共著者全員の承諾を得て、承諾書を提出しなけれ
ばなりません。

7) 各委員会の審査承認確認書類は、審査結果書類と併せて研究実施許可書を提出
してください。

また、倫理審査については、「倫理審査申請書」「研究組織」「倫理審査結果通知
書」（写し）を併せて提出してください。原則として「研究組織」に学位申請者
及び corresponding author の記載がない場合は、学位申請書類を受理でき
ません。（ただし、学外の corresponding author についてはこの限りではあ
りません）

8) 兵庫医科大学機関リポジトリについては、「⑤博士論文の兵庫医科大学機関
リポジトリへの登録について」を参照してください。

- 9) 学位申請のために提出した書類は返還しません。
- 10) 当該論文は、本学医学研究科において指導教授から指導を受けた研究に基づくものとしてください。

② 学位論文審査について

大学院医学研究科研究発表会において、学位申請者がその学位論文の内容を口頭で発表し、その論文内容について討議し、審査委員会委員が学位論文審査及び最終試験を行います。

③ 研究発表会について

- 1) 学位申請と同時に発表の申込みを行わなければなりません。その場合、原則として発表会前月20日までに、指導教授からの「学位論文審査委員会委員選出依頼書」(様式13)および「申込書」(様式14)を指導教授の承認を得て、提出してください。

なお、審査委員会委員は、指導教授が候補者を推薦し、医学研究科長が指名します。(注：審査委員会委員には、指導教授、学位論文の共著者、論文指導の謝辞が述べられている医学研究科の教授は委員になることができないため、推薦できません。)発表会に指導教授・主査・副査が出席できない場合は発表できません。

- 2) 発表会は、学位申請者がその学位論文の内容を口頭で発表し、その論文内容について討議し、審査委員会委員が学位論文の審査及び最終試験を行うことを目的とします。

- 3) 発表会は、医学研究科教授会が主催します。また、出席者についてはその資格、人数の制限はありません。

- 4) 論文要旨、発表、質疑応答は原則として日本語とします。しかし、やむを得ない場合、発表は英語でも結構ですが、その場合、要旨は日本語によるものとします。また、発表の際、スライドなどを工夫してわかり易いものにして下さい。

- 5) 発表時間は討議時間を除いて1人約10分とします。

- 6) 発表会は、原則として毎月1回(第3金曜日)、開くものとします。ただし、申込み多数の場合は臨時に開くことがあります。その開催日時は医学研究科長が定めます。

※当該年度中に学位を取得するためには、同年度 **12月の第3金曜日 正午(厳守)までに学位申請書類を提出する必要があります。**

④ 学位の授与について

- 1) 学位授与については、学位論文審査委員会の報告をもとに医学研究科教授会が評価し、この評価に基づいて、学長が決定し、学位を授与します。
なお、学位論文審査委員会の報告を行う主査が医学研究科教授会を欠席する場合は、学位審査にかかる説明を副査に依頼することについて医学研究科長の承認を得なければなりません。
- 2) 学位授与については、申請者および指導教授宛て通知します。

⑤ 博士論文の兵庫医科大学リポジトリへの登録について

- 1) 「機関リポジトリ」とは、大学や研究機関が主体となって所属研究者の知的生産物を電子的に収集、蓄積、公開するシステム及びそのサービスのことです。
- 2) 学位取得後 1 年以内に、博士論文全文を、インターネットを利用して公表することが学位規則により義務付けられており、本学では、兵庫医科大学機関リポジトリに登録して公表することとなります。
- 3) 学位授与を受けた論文が公表の対象ですので、学位審査に提出した論文を、後日修正してから機関リポジトリに登録することはできません。

2. 学生生活

大学院生室

教育研究棟5階に医学研究科 大学院生専用の自習室があります。以下の事項およびマナーを守って有効に活用しましょう。

- 利用時間 8：30～22：00（土日と同じ）
- 食事は禁止（飲み物は可）
- 個人の利用であれば予約不要です。
院生室の利用名簿に記入してください。
- 複数人でミーティング等に利用する場合は、予約が必要です。
事前に西宮教学課大学院係まで申し出てください。その際は、他の院生は利用できません。
- 備え付けのロッカー（6台）と、ホワイトボードは利用可能です。

※大学院生室内での盗難については、自己責任です。

貴重品の管理には十分ご注意ください。また、共用のスペースですので、多くの方が気持ちよく利用できるよう、各自で心がけてください。

【教育研究棟5階平面図】



研究サポート（臨床研究支援センター(CCRED)）

本学には、臨床研究支援センター(CCRED)があり、大学院生も利用可能です。

【研究相談】

臨床研究支援センター(CCRED)では、学内外の研究者が実施する臨床研究について、科学的な研究を実施し、報告するための支援を行っています。原則、研究構想や研究計画策定の段階から支援を開始し、患者の登録及びフォロー、解析、発表までを一貫して支援することで、堅牢で科学的な研究を実施する体制を目指しています。具体的には、研究構想の段階から CCRED に相談いただくことで、センタースタッフ（臨床疫学・生物統計学の専門家等）が継続して支援しています。

【CCRED セミナー・医療統計セミナー】

適正かつ質の高い臨床研究実施のためのセミナー等を定期的を実施しています。

【臨床研究ワークショップ】

臨床研究デザインや統計解析等の基本的なスキルを身につけ、質の高い臨床研究を実施できる医療従事者・研究者を養成することを目的に実施しています。

【英語論文支援】

「英語論文作成支援」として、契約業者を利用した場合に各業者が行う英文校正等各種サービスを特別価格で利用することができます。

詳細は、https://www.hosp.hyo-med.ac.jp/research_center.html にて確認してください。

（臨床研究支援センター 1号館附属棟1階 TEL：0798-45-6265）

各種証明書・旅費支出依頼書・大学院学生証

《証明書》

本学では、以下に示す証明書を発行しています。

種類	発行日数 (目安)	手数料	申請先	備考
① 学割証 (学生生徒旅客運賃割引証)	1 週間 程度	無料	学生支援課	原則、年間 10 枚まで
② 通学証明書				本学教職員の身分を持ち、 通勤手当が支給されている 方には発行できません。
③ 駐輪許可証 (ステッカー)				本学教職員の方は申請でき ません。
④ 在学証明書 (和文・英文)		1 通 500 円	西宮教学課 大学院係	
⑤ 成績証明書 (和文・英文)				第2学年修了後より発行で きます
⑥ 学位授与証明書 (和文・英文)				
⑦ 在学期間証明書 (和文・英文)				
上記証明書以外	西宮教学課 大学院係にお問合せください。			

① 学割証 (JR)

片道100キロ以上の場合、運賃が割引きとなります。

② 通学証明書

通学定期券の購入に必要。「通学証明書発行願」を提出してください。

後日「通学証明書」を交付します。

※本学教職員の身分を持ち、通勤手当が支給されている方には発行できません

③ 駐輪許可証 (ステッカー)

自転車・バイクを通学手段とし、駐輪場の利用を希望する場合、「駐輪許可願」を提出してください。※各種保険等の写しが必要です

※①～③は学生支援課に申請してください。専用の申請用紙があります。

※④～⑦の証明書の発行を希望する場合は、本学HPより「証明書発行願」をダウンロードしてください。必要事項を記入の上、発行手数料の「振込明細書の写し」を裏面に貼付し、西宮教学課 大学院係まで提出してください。

本学HP>学生生活・進路>学生サポート>各種申請手続き>大学院生
https://www.hyo-med.ac.jp/campus_life/support/application/grad-student/

《旅費支出依頼書》

大学院生として学会等に出席する場合は、「旅費支出依頼書」を事前に提出してください。
※国内の学会に出席する場合のみ、大学院教育研究費が使用可能です。

《大学院学生証》

教育研究棟の入館には大学院学生証が必要です。
学生証を紛失した場合、発行手数料5,000円が必要となります。

休学・復学・退学・除籍

《休学》

疾病、その他のやむを得ない事由により、3か月を超えて出席することができない場合は、休学を願い出ることができます。休学するかどうかについて、まずは指導教授と相談してください。その上で「休学願」を提出してください。

また、疾病を休学理由とする場合は、診断書を添付してください。

なお、休学期間は在学期間に含まれません。

《復学》

休学期間を終え、復学する場合は「復学願」を提出する必要があります。

《退学》

疾病、その他のやむを得ない事情により退学を希望する場合、まずは、指導教授と相談してください。その上で「退学願」を提出してください。

《除籍》

本学の学則およびその施行のために定められた規則に基づく権利の一切を失うことです。除籍になった場合は、すみやかに大学院学生証を本学に返還しなくてはなりません。

以下のいずれかに該当した場合、除籍となります。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の場合
- 2 第8条の在学年限を超えた場合
- 3 第34条第3項の休学期間を超えた場合
- 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない場合
- 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる場合
- 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった場合

学生生活 各種サポート

《学生相談室》 教育研究棟 6階 TEL：0798-45-6434

安心して学生生活を送れるよう人間関係のトラブルや学業に対する不安など、様々な悩みに対する相談窓口を設けています。困った時は、一人で抱え込まずに気軽に訪ねてください。

開室日時

開室時間	月	火	水	木	金
10～18時	-	○	○	○	○

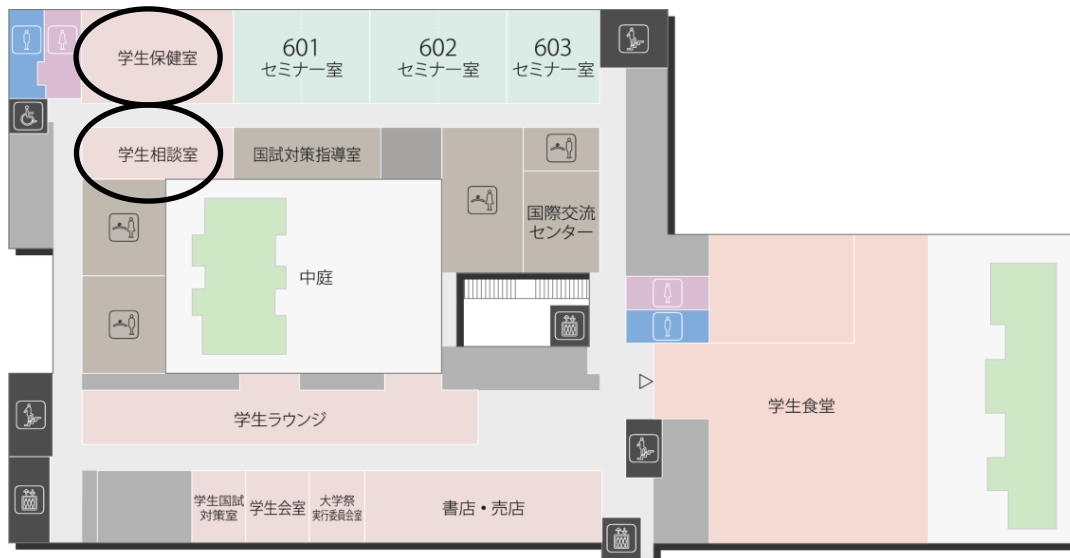
《学生保健室》 教育研究棟 6階 TEL：0798-45-6437

校内でのけがや急な病気の場合は、速やかに学生保健室に連絡して指示を受けてください。

開室時間

平日（月～金）	8：30～17：00
---------	------------

【教育研究棟6階平面図】



※その他のご相談については、西宮教学課大学院係までご連絡ください。

《西宮教学課 大学院係》 TEL：0798-45-6163 / e-Mail：insei@hyo-med.ac.jp

西宮キャンパス図書館

西宮キャンパス図書館は、教育研究棟4階にあります。

本学における学術情報の拠点として、教育・研究・診療支援に関する情報の収集・保存・提供の役割を果たしています。図書館（4階）の閲覧席数は158席（個人用キャレル：116席、大型閲覧机：32席、カウンター：10席）です。

また、蔵書数は約3万9000冊、所蔵雑誌タイトル数は約400タイトル、電子ジャーナル閲覧可能タイトル数は約1万6000タイトルで、その他にも、電子ブック、データベースを多数契約しており、充実した研究環境が整っています。

開館時間等、詳細については、図書館HPをご確認ください。

<https://www.hyo-med.ac.jp/library/>



学生食堂 書店（紀伊國屋書店）

教育研究棟6階にあり、学生食堂は美味しく健康的、をコンセプトにどの料理も栄養バランスを考えたメニューになっています。和食、洋食、中華と豊富なメニューで値段もお手頃価格です。（大学院生は通常価格での利用となります。）

営業時間	月～金	11:00～14:00
------	-----	-------------

紀伊國屋書店では、書籍、文房具、軽食からドリンクまで販売しております。書籍は10%割引となり、メールでの注文も可能です。

◆ E-mail hcom@kinokuniya.co.jp

営業時間	月～金	8:45～18:00
------	-----	------------

※ 学生食堂 紀伊國屋書店 学部学生の長期休暇中は短縮営業となります。

3. 規程集

兵庫医科大学大学院学則

第1章 総 則

(設置)

第1条 本学に、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）を置く。

(目的)

第2条 本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。

(研究科の目的)

第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学研究科は、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医療・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究成果を世界に発信するとともに、広く社会に還元し、医学・医療の進歩に貢献できる人材を育成する。
- 2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見・問題解決能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。これにより、研究成果を世界に発信するとともに、地域社会に還元し、薬学の進歩と医療の発展に貢献できる薬剤師や薬学研究者を育成する。
- 3 看護学研究科は、看護学専攻を設け、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護ケアを創生・発信できる能力を育成する。看護学を中心とした学際的な知識と高度看護実践能力に立脚し、看護学と医療の進歩・発展に貢献できる看護実践者・研究者・教育者を育成する。
- 4 リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学専攻を設け、リハビリテーション領域における最新の知見や技術を取り入れた医療が提供できる高度専門職者の育成並びに、様々なデータ解析からエビデンスを創出して新しい医療を提案できる研究者・教育者を育成する。

(内部質保証)

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 リハビリテーション科学研究科

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	60名	240名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名

(課程の目的)

第7条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

② 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学年限は6年を超えてはならない。

③ 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。

④ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)

⑤ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」とい

う。)は、研究科ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める資格を有する教員(以下「大学院担当教員」という。)が担当するものとする。

- ② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。
- ③ 医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授(以下「指導教授」という。)がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

(研究科長)

第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

- ② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。

(研究科教授会)

第11条 各研究科に研究科教授会を置く。

- ② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。
 - 1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
 - 2 薬学研究科、看護学研究科及びリハビリテーション科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
 - 3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
- ③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項
 - 2 学位の授与に関する事項
 - 3 学生の身分に関する事項
 - 4 教育課程に関する事項
 - 5 教員の人事に関する事項
 - 6 研究に関する事項
 - 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
 - 8 学位論文に関する事項
 - 9 研究科の運営に関する重要な事項
 - 10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定める事項
- ④ 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- ⑤ 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

(大学運営会議)

第11条の2 本学に本学大学院の重要事項について審議する機関として大学運営会議を置く。

② 大学運営会議に関する規程は、別に定める。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。

② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数等)

第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修科目の選定及び届出)

第14条 履修する授業科目の選定は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を受けた後、学長に届出のものとする。

(他の専攻分野の授業科目等の履修)

第15条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位数に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位数に充当することができる。

② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生にあっては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)について、本学大学院において修得した単位

として認めることができる。

- ② 前項により、本学大学院において修得した単位として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位を超えないものとする。

第4章 試験、課程の修了要件及び学位

(試験)

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

- ② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(追試験)

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了要件)

第22条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- ② 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。
- ③ 博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士(看護学)
		博士後期課程	博士(看護学)
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	修士(リハビリテーション科学)
		博士後期課程	博士(リハビリテーション科学)

② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、兵庫医科大学学位規程(以下「学位規程」という。)に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士(医学)の学位を授与する。

③ その他学位に関する必要な事項は、学位規程に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日

2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

3 春季休業日

4 夏季休業日

5 冬 季 休 業 日

- ② 前項第3号から5号については、別に定める。
- ③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。
- ④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- ② 看護学研究科博士前期課程又はリハビリテーション科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科博士前期課程においては、看護師免許を取得している者とする。
- 1 大学を卒業した者
 - 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- ③ 看護学研究科博士後期課程又はリハビリテーション科学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 1 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 2 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 3 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 4 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大

臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- 5 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（入学者の選考）

第31条 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。

② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。

（入学手続き）

第32条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

（入学許可）

第33条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

（休学及び復学）

第34条 疾病その他のやむを得ない事由により、3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

- ② 疾病その他の事由により修学することが不相当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。
- ③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。
- ④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。
- ⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

（退学）

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証す

る書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

- ② 前項のやむを得ない事由のうち、第8条第2項及び第3項に定める標準修業年限において修了に必要な所定の単位を修得したが、最長在学年限内に学位申請が出来なかった場合は、単位修得退学者として取り扱うことを学長が決定する。

(転学、転入学)

第36条 本学大学院から他の大学の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- ② 学長は、他の大学の大学院から本学大学院へ転入学を願い出た者がいるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。
- ③ 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(転科)

第37条 学長は、本学大学院に在籍する者で、本学の他の研究科に転科を願い出た者がいるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。
- ③ その他研究科の転科に関する事項は別に定める。

(再入学)

第38条 学長は、第35条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者がいるときは、欠員のある場合又は教育に妨げのない場合に限り、相当の学年に入学を許可することがある。

- ② 既に履修した授業科目、修得した単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(外国留学)

第39条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- ② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。
- ③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第40条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(除籍)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
 - 2 第8条の在学年限を超えた者
 - 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
 - 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
 - 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
 - 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- ② 除籍の手続きについては、別に定める。

第7章 学生行動規範

第42条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第43条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

- ② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第44条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

- ② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。
- ③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。
- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
 - 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
 - 3 学生の本分に背く行為
 - 4 本学の名誉を汚す行為
 - 5 本学の学則及び規程に違反する行為
 - 6 研究倫理に反する行為
 - 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- ④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。
- ⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第9章 学 費 等

(入学検定料及び授業料等)

第45条 入学検定料及び授業料等については、別表1に示すとおりとする。

② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。

1 医学研究科

一年分 4月1日から4月15日まで

2 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第46条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第47条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第48条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(大学院科目等履修生)

第49条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。

(大学院受託生)

第50条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第51条 他大学の大学院学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

(その他)

第52条 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第11章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第53条 外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第12章 学則の改廃

(改廃)

第54条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和59年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年5月25日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成元年11月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成2年4月1日から施行し、平成2年2月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年11月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年4月1日において現に兵庫医科大学の大学院生である者（第1学年次に在籍する者は除く）及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、なお、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、第40条を除き、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年9月27日から施行する。ただし、入学資格の改正については、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年11月26日から施行し、第14条第3項の規定ならびに別表の改正については、2020年4月1日から適用する。

附 則

①この改正は、2022年4月1日から施行する。

②2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。

附 則

この改正は、2022年10月6日から施行する。

附 則

この改正は、2023年4月1日から施行する。なお、従前記載の別表1（専攻別授業科目及び単位数）を削除する。また、別表2を別表1に変更する。

附 則

- ①この改正は、2024年4月1日から施行する。
- ②医療科学研究科 医療科学専攻は、2024年4月1日よりリハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻に名称を変更する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

別表1

単位（円）

研究科名	課程	入学 検定料	区分			
			入学金	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)	学費 (年額)
医学研究科	博士課程	30,000	100,000	150,000	100,000	250,000
薬学研究科	博士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	500,000
看護学研究科	博士前期課程	30,000	100,000	400,000	100,000	500,000
	博士後期課程	30,000	100,000	500,000	100,000	600,000
リハビリテーション科学研究科	修士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	500,000
	博士後期課程	30,000	100,000	500,000	100,000	600,000

※学費：授業料と教育充実費の合計

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

兵庫医科大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月文部省令第9号）に基づき、兵庫医科大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位及び付記する分野の名称は、別表のとおりとする。

(学位授与の要件)

第3条 本学において授与する学位は学士、修士及び博士とする。

- ② 学士の学位は、学士課程を修了した者に授与する。
- ③ 修士の学位は、大学院修士課程及び博士前期課程を修了した者に授与する。
- ④ 博士の学位は、大学院博士課程及び博士後期課程を修了した者に授与する。なお、医学研究科における課程を経ない者の学位の授与は、第12条に定める。

(学位の申請)

第4条 修士又は博士の学位を申請する者は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を得て、所定の期限までに学位申請書に学位論文その他必要書類を添え、学長に提出する。

- ② 提出する学位論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(学位論文の受理)

第5条 修士又は博士の学位論文は、学長が受理する。

- ② 学長は、学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。
- ③ 受理した学位論文は、いかなる事由があっても返還しない。

(審査委員会)

第6条 修士又は博士の学位論文の審査を付託された研究科教授会は、学位論文ごとに、研究科教授会構成員3名から成る学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

(審査委員会の任務)

第7条 前条に規定する審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- ② 審査委員会は、学位の申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(最終試験)

第8条 最終試験は、修士又は博士の学位論文及び関連する授業科目について口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第9条 修士又は博士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、論文審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって研究科教授会に報告する。

(研究科教授会での評価)

第11条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験の結果を評価する。

(医学研究科における課程を経ない者の学位の申請・審査・試験等)

第12条 学位論文を提出して学位を申請しようとする者は、医学研究科で実施する外国語試験に合格し、研究歴の認定を受けなければならない。研究歴の認定条件は別途定める。

- ② 申請者は指導教授の承認を得て、学位申請書に学位論文、副論文、論文目録、学位論文要旨、履歴書、研究歴認定証、卒業証明書その他必要書類並びに学位論文審査料を添え、学長に提出する。
- ③ 提出する学位論文は、単著又は申請者が筆頭著者である一編とし、他に副論文を一編以上添付する。
- ④ 医学研究科に4年以上在学し所定の単位を取得して退学した者の取扱いについては、課程による者の学位論文審査等に関する申合せ第2項-2に基づくものとする。
- ⑤ 医学研究科を所定の期間在学しないで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出しようとするときは、前各項による。
- ⑥ 試験は、学位論文及び関連ある領域について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて当該課程を修了した者と同等以上の学識を有するか否かについて確認するものとする。
- ⑦ 学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第11条を準用する。この場合において「最終試験」は、「試験」と読み替えるものとする。
- ⑧ 学位論文の審査及び試験は、学位論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、医学研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(学長への報告)

第13条 学部長は、卒業の資格を与えた者について学長に報告するものとする。

- ② 研究科長は、研究科教授会の評価結果を学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第14条 学長は、学部長及び研究科長の報告により、学位の授与を決定した者に、別表様式の学位記を授与する。

② 否決した者には、その旨を通知する。

(学位授与報告及び学位論文要旨の公表)

第15条 前条により博士の学位を授与したときは、その日から3カ月以内に、文部科学大臣に所定の学位授与報告書を提出するとともに、その学位論文要旨及び審査結果の要旨を指定された方法で公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

② 前項にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、研究科教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

② 博士の学位を授与された者が行う前2項による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(論文要旨等の公表)

第17条 博士の学位を授与したときは、本学は著作権許諾が下りるまでの間は論文要旨及び審査結果の要旨を、授与した日から3カ月以内にインターネットにより公表する。

(博士の学位授与の報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の名称の使用)

第19条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は研究科教授会の意見を聴き、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

1 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

2 その榮譽を汚辱する行為があったとき

② 前項の審議は、教授会又は研究科教授会の3分の2以上の出席を必要とし、可決する

には、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(学位記)

第21条 学位記は、別表様式の通りとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付は、原則として行わない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

(審査料)

第23条 修士課程及び博士前期課程、博士課程及び博士後期課程の学位論文審査料は免除、医学研究科の課程を経ない者による学位論文審査料は、20万円とする。

② 既に納付した学位論文審査料は、いかなる事由があっても返還しない。

(博士学位論文の保存)

第24条 博士の学位を授与された者の提出論文は、論文全文データを兵庫医科大学機関リポジトリに登録することにより、大学として保存する。

(事務)

第25条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会及び研究科教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年11月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年12月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

改正後の第17条及び第18条の規定は、平成25年4月1日以降に学位を授与した場合に

ついて適用し、同日前に博士の学位を授与した場合には、従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

改正後の第4条第2項の規定は、平成28年3月31日までに満期退学した学生について、従前の例による。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

改正後の別表（2）リハビリテーション科学研究科の学位については、2025年4月1日以降に入学した者について適用し、同日前に入学した者については従前の例による。

別表 (学位の名称及び付記する分野の名称)

(1) 学士の学位 (学士課程)

学部	学科	学位
医学部	医学科	学士(医学)
薬学部	医療薬学科	学士(薬学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)

(2) 修士の学位

(看護学研究科：博士前期課程)

(リハビリテーション科学研究科：修士課程)

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士(看護学)
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士(リハビリテーション科学)

(3) 博士の学位

(医学研究科・薬学研究科：博士課程)

(看護学研究科・リハビリテーション科学研究科：博士後期課程)

研究科	専攻	学位
医学研究科	医科学専攻	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	博士(看護学)
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	博士(リハビリテーション科学)

別表様式（学位記）

【医学部・薬学部・看護学部・リハビリテーション学部 学士課程】

第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科の課程を修了し所定の学修成果に到達したことを認め学士（〇〇学）の学位を授与する
年 月 日
兵庫医科大学長 印

【看護学研究科 博士前期課程】

【リハビリテーション科学研究科 修士課程】

第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇学）の学位を授与する。
年 月 日
兵庫医科大学長 印

【医学研究科 博士課程】

甲第 号	学位論文名	学位記
兵庫医科大学長 印	年 月 日	氏 名 年 月 日生
	本学大学院医学研究科医科学専攻の博士課程において所定の単位を修得し左記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する	

【薬学研究科 博士課程】

【看護学研究科・リハビリテーション科学研究科 博士後期課程】

学位記	甲第 号
	氏 名 年 月 日生
学位論文名	
	年 月 日 兵庫医科大学長 印
	本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得し下記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する

【医学研究科 課程を経ない者】

学位記	氏名 年 月 日生	本大学に左記学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する	学位論文名	年 月 日	兵庫医科大学長 印	乙第 号
-----	--------------	--	-------	-------	--------------	---------

兵庫医科大学大学院医学研究科履修規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫医科大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、本大学院医学研究科における履修に関する必要な事項を定める。

(履修)

第2条 大学院生は、別表に定める授業科目（以下「科目」という。）を必修科目（コースワーク）及び専攻科目（リサーチワーク）に区分し、原則として所定の学年において履修するものとする。

ただし単位の計画的な修得を目的として、第2学年までに修得しなければならない科目について、別表に定めるとおり履修期間延長を第2学年次に申請できる。

(履修の届出)

第3条 大学院生は、毎学年始めに履修科目を指導教授の承認を受け、医学研究科長に届出するものとする。

(研究計画書の提出)

第4条 大学院生は、第1学年次修了までに指導教授・指導教員の指導のもと研究計画書を作成し、提出しなければならない。

(研究進捗状況報告書の提出)

第5条 第3学年次においては、指導教授・指導教員の指導のもと研究進捗状況報告書を作成し、提出しなければならない。第4学年次（留年含む）においては、指導教授が研究進捗状況および研究指導状況報告書を作成し、提出しなければならない。

(中間発表会)

第6条 第3学年次においては、中間発表会における発表により研究進捗状況を報告しなければならない。

(成績及び評価基準)

第7条 必修科目（コースワーク）の成績評価は、出席状況、レポート及び試験により行う。また、専攻科目（リサーチワーク）の成績評価は試験（口答又は筆答）又は、平常の成績及びレポート等により行う。評価基準は次の表のとおりとする。

評価	評点	基準
優	100～80	シラバスに計画する学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
良	79～70	シラバスに計画する学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
可	69～65	シラバスに計画する学修の目標を達成している。
不可	64 以下	シラバスに計画する学修の目標を達成していない。

(修了)

第8条 学則第22条第2項に定めるとおり原則4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者は課程修了者として取り扱い、学長が学位を授与する。ただし、在学年限に関しては、極めて優秀な者で、所定の要件を満たした場合は、3年以上の在学年数とすることができる。

(留年)

第9条 大学院生が、4年の標準年限を在学し、所定の単位を修得したが、学位申請ができなかった場合は、第4学年留年者として取り扱うことを学長が決定する。なお、留年期間は最長在学延長期間の8年までとする。

② 第2学年または第2条のただし書きに定める履修期間の延長が認められた者で所定の単位を修得できなかった者は、該当学年の留年者として取り扱うことを学長が決定する。

(留年者の学費)

第10条 前条第1項の留年者の学費は、授業料60,000円(年額)、教育充実費40,000円(年額)とする。ただし、留年者が学期の途中で修了した場合は、修了した日の属する期分の学費は返還しない。

② 前条第2項の留年者の学費は、授業料150,000円(年額)、教育充実費100,000円(年額)とする。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条に規定する留年者の学費について、平成 27 年以前の入学者は経過措置として免除する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、2022 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この改正は、2023 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この改正は、2023 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

○ 標準年限（4年間）の履修表〔昼間開講・夜間開講〕

	必修科目 (コースワーク)		専攻科目 (リサーチワーク)
第1学年	大学院講義	基盤講義	講義(2) 演習(6) 実験研究(16) (臨床研究)
第2学年			
第3学年	論文発表演習(中間発表会) (2) 大学院講義・基盤講義については原則履修 済み。ただし履修期間延長可(注1)		原則履修済み。 ただし、履修期間延長可 (注1)
第4学年	(注1)		
計	30単位以上		

■ () 内の数字は単位数

■ 専攻科目においては、4年間を通して論文作成準備(研究内容のまとめ等)、学位申請の準備にとりかかり、第4学年修了までに研究発表及び申請書の提出を目標に計画を立てること。第3学年次に中間発表会において研究進捗状況を発表すること。

■ 専攻科目以外の授業科目について、選択科目として受講可。

注1 第2条のただし書きについて、専攻科目において「講義」「演習」「実験研究」の単位数は、第2学年修了時までには修得しなければならない。ただし、単位の計画的な修得を目的として、指導教授の判断により次学年次修了時までには単位を修得するよう履修期間(単位修得期間)延長を第2学年次に申請することができる。

また、必修科目の大学院講義、基盤講義の単位数は、第2学年修了時までには修得しなければならない。ただし、単位の計画的な修得を目的として、履修期間延長申請をそれぞれ1回限り、第2学年次において1月末までに医学研究科長に申請することができる。

当該申請について、医学研究科長が認めた場合は、次学年修了時までには単位を修得するよう履修期間(単位修得期間)を延長することができる。

※転科等、やむを得ない事情により第2学年次までに単位を修得することが出来ない場合は、第3学年・第4学年次での単位修得を認めることがある。

注2 第8条ただし書きに定める早期学位授与申請をする場合は、第2学年修了時までには単位修得をしなければならない。(第6条に定める中間発表会については、第2学年次に発表し、研究進捗状況を報告しなければならない。ただし、第3学年次に発表した場合でも、単位修得見込みを条件に早期学位申請を認めることがある。)

※転科した者については、単位修得見込みを条件に早期学位授与申請を認めることがある。

注3 上記の「標準年限(4年間)の履修表」が示す専攻科目の単位数に関わらず、各科目が設定した専攻科目の単位数が異なる場合は、科目の設定単位を優先する。

※ 単位の計算方法

(基本的な修得時間数)

講義・演習 1週1時間 15週(半期)で1単位(15時間1単位)

実験実習 1週2時間 15週(半期)で1単位(30時間1単位)

(臨床研究)

その他 出席時間累計で 1単位(15時間)

なお、中途退学者には、履修時間に相当する単位を付与することができる。(端数は切捨てる)

注4 他大学・他機関で研究指導を受ける場合

第2条で定める履修以外に指導教授が必要と認めるときは、他大学の大学院等の研究指導を受けることができる。(期間:2年以内、事情により2年以上認めることもある)

大学院特別聴講学生 …… 10単位までを所定の単位に充当できる。

大学院特別研究学生 …… 研究指導のみ

なお、届出はすみやかに行わなければならない。

大学院医学研究科に関することは
西宮教学課 大学院係まで
お問い合わせください。

〒663-8501

西宮市武庫川町 1-1

兵庫医科大学

大学事務部 西宮教学課 大学院係

(教育研究棟 2 階)

TEL : 0798-45-6163

FAX : 0798-45-6168

e-Mail : insei@hyo-med.ac.jp



**HYOGO MEDICAL
UNIVERSITY**